

令和2年7月15日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録

由利本荘市農業委員会

由利本荘市農業委員会総会（令和2年第7回）議事録

1. 開催日時 令和2年7月15日（水曜日）午後2時
2. 開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」
3. 出席委員（23名）

2番 熊谷正博	14番 小野真一
3番 遠藤幸男	15番 小松幸夫
4番 眞坂平通	16番 大場弥吉
5番 富樫公一	17番 佐藤喜勝
6番 石井勲	18番 岡部五一郎
7番 庄司和夫	19番 古関幸子
8番 佐藤崇	20番 佐々木純一
9番 畑山留美子	21番 齋藤誠
10番 佐々木亨	22番 佐々木知榮
11番 佐藤俊和	23番 佐藤和子
12番 大瀧浪雄	24番 佐藤系悦
13番 佐藤秀孝	
4. 欠席した委員（なし）
5. 議事日程第1号 令和2年7月15日 午後2時
 - 第1. 議事録署名委員指名
 - 第2. 会議書記任命
 - 第3. 会期決定
 - 第4. 会務報告
 - 第5. 議案第64号 農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件
 - 第6. 議案第65号 農地法第3条の規定による所有権移転の件
 - 第7. 議案第66号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件
 - 第8. 議案第67号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件
 - 第9. 議案第68号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件
 - 第10. 議案第69号 農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件
 - 第11. 議案第70号 農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について
6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり
7. 出席した事務局職員

事務局長	高橋孝紀	次長	豊嶋昌則
農地班長	小松和則	農政班長	二見真之
主査	釜台勇樹	主任	佐々木智慧
主事(矢島庶務班)	村上崇敬	主任(岩城庶務班)	佐賀歩
技師(由利庶務班)	豊島達也	主事(大内庶務班)	池田卓也
主事(東由利庶務班)	遠藤大騎	主事(西目庶務班)	高橋菜摘
主任(鳥海庶務班)	櫻井浩規		

8. 総会議長
佐藤系悦

9. 議事録署名委員
6番 石井 勲
7番 庄司 和夫

10. 会議の概要

○議長

これより、令和2年7月4日公示招集されました、令和2年第7回総会を開会いたします。ただいまの出席委員は、委員総数23名中23名であります。出席委員は、過半数に達しております。よって、本日の会議は成立いたしました。

本日の提出案件は、議案第64号から議案第70号までの計7件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第12条の規定に基づき、議事録署名委員に6番石井勲委員、7番庄司和夫委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よって、本日の会議の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

○議長

日程第4、「会務報告」を事務局より報告いたします。

○事務局長

【案件を朗読して説明する】

○議長

日程第5、議案第64号「農地法第3条の規定による使用貸借権設定の件」を議題とし、農地法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読。農業者年金受給に伴う経営移譲の再設定であること、農地法に基づく許可要件を満たしていることについて説明する。)

○議長

議案第64号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第64号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第64号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第6、議案第65号「農地法第3条の規定による所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

本議案の1番と2番につきましては、A委員が関係する事案でありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、退席していただきます。

暫時休憩いたします。

【A委員退席】

○議長

会議を再開いたします。

議案第65号1番および2番につきまして、農地法に基づく説明を含めて、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は贈与であり、贈与税の税制上の取り扱いについては説明済みであること、農地法に基づく許可要件を満たしていることについて説明する。)

○議長

議案第65号1番および2番の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第65号1番および2番は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第65号1番および2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【A委員着席】

○議長

会議を再開いたします。

次に、議案第65号3番から14番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、申請事由は贈与、譲受人の要望であり、贈与税の

税制上の取り扱いについては説明済みであることを説明する。)

○議長

ここで、事務局より農地法に基づく説明を求めます。

○事務局

(農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件の各号を満たしていることを説明する。)

○議長

議案第65号の3番から14番までの説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第65号の3番から14番までは、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第65号の3番から14番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第66号「農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づいて取扱件数を述べ朗読し、使用貸借権及び賃借権の新規又は再設定、期間は11年から10年であることを説明する。)

○議長

ここで、事務局より農業経営基盤強化促進法に基づく説明を求めます。

○事務局

(農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていることを説明する。)

○議長

議案第66号の説明が終わりましたので、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第66号は、原案どおり承認することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第66号は、原案どおり承認することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第67号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第67号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、14番小野眞一委員。

○14番小野眞一委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第67号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第67号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。

議案第67号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手多数】

挙手多数であります。

よって、議案第67号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第68号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、はじめに1番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第68号1番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、23番佐藤和子委員。

○23番佐藤和子委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に、議案第68号2番につきまして事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第68号2番の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番齋藤誠委員。

○21番齋藤誠委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第68号1番および2番の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第68号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。

議案第68号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第68号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第10、議案第69号「農地法第5条第1項の規定による使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、立地基準による農地区分、資金計画などから、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断できる事。また、この案件については、秋田県農業会議の意見聴取が必要ないことから、本総会で許可することに決定した場合は、総会翌日付で許可する旨を説明する。)

○議長

議案第69号の説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、23番佐藤和子委員。

○23番佐藤和子委員

(確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、被害防除計画により、周辺農地の営農条件への支障が無いことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

事務局説明のとおり、議案第69号は秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。お諮りいたします。

議案第69号は、申請が適法と認め、許可することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第69号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第70号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、はじめに1番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、申請地は約30年前から耕作しておらず、現在は山林及び原野化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

議案第70号1番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、23番佐藤和子委員。

○23番佐藤和子委員

（現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況、周辺に農地はないことから営農への支障がないこと、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

次に2番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

（議案書に基づき朗読し、申請地は約40年前から耕作しておらず、草木が生え、現在は原野化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。）

○議長

議案第70号2番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、11番佐藤俊和委員。

○11番佐藤俊和委員

（現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況、周辺に農地はないことから営農への支障がないこと、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。）

○議長

ご苦労さまでした。

次に3番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請地は長期にわたり耕作しておらず、草木が生え、現在は原野化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第70号3番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、4番眞坂平通委員。

○4番眞坂平通委員

(現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況、周辺に農地はないことから営農への支障がないこと、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に4番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局

(議案書に基づき朗読し、申請地は約30年前から耕作しておらず、草木が生え、現在は原野化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第70号4番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、21番齋藤誠委員

○21番齋藤誠委員

(現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況、周辺に農地はないことから営農への支障がないこと、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

次に5番および6番につきまして、事務局より説明を求めます。

○事務局(鳥海)

(議案書に基づき朗読し、申請地は長期にわたり耕作しておらず、草木が生え、現在は原野化しているため、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しないものと思われる旨説明する。)

○議長

議案第70号5番および6番の説明が終わりました。これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。

調査員、8番佐藤崇委員。

○8番佐藤崇委員

(現地確認日、現地調査出席者、申請地の状況、周辺に農地はないことから営農への支障がないこと、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断できることから、農地法第

2条の農地に該当しないものと確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労さまでした。

ただいまの議案第70号の事務局説明、現地調査報告につきまして、ご質問・ご意見を承ります。ご質問・ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問・ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第70号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手全員】

挙手全員であります。

よって、議案第70号は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

この際、お諮りいたします。今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後2時53分閉会)

由利本荘市農業委員会会議規則第12条第1項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 佐 藤 系 悦

議事録署名委員 石 井 勲

議事録署名委員 庄 司 和 夫